

「かんぼの郷庄原」の取得について

1. 令和3年6月28日 議員全員協議会以降のこれまでの経過

時期	日時	内容
令和3年	6月28日	議員全員協議会において、市による取得を判断した旨を表明
	7月7日	日本郵政株式会社に対し、取得に係る要望書を提出
	8月29日～ 9月30日	「かんぼの郷」が新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館
	9月28日	市議会9月定例会において、取得経費等1億806万円の補正予算議決
	10月14日	日本郵政株式会社と共に現地確認
	11月4日	日本郵政株式会社に対し取得に係る見積書を提出
	11月5日	日本郵政株式会社から売却価格の決定通知書を受領

令和3年6月28日に開催された議員全員協議会において、6月定例会における一般質問での議論に加え、各種団体及び市民等からの意見聴取に寄せられた意見・提案の内容を踏まえ、「かんぼの郷庄原」を公の施設として市が所有し、管理運営を行うことが最適であると判断し、正式に市が取得する手続きに入ることを表明した。

以後、7月7日には日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）に対し、取得に係る要望書を提出し、取得価格交渉を含め、折衝を継続してきた。

そうした中、庄原市議会9月定例会において、施設取得に要する経費等の補正予算として1億806万円が議決された。

11月4日、これまでの交渉経過に加え、10月14日に日本郵政と共に実施した現地確認等も勘案して決定した取得見積価格を日本郵政に提示、これに対し、11月5日に日本郵政から売却の決定通知書が提出された。

2. 見積価格及び売却決定価格

本市の見積価格及び日本郵政から示された売却決定価格は、次のとおりである。

（単位：円）

	見積価格	消費税額	合計
家屋(建物、設備その他)	57,772,000	5,777,200	63,549,200
土地	43,228,000	—	43,228,000
合計	101,000,000	5,777,200	106,777,200

3. 今後の予定

(1) 施設等の取得について

令和3年11月9日、日本郵政と「かんぼの郷庄原」に係る不動産売買仮契約を締結し、同月19日開会の市議会11月臨時会に財産取得に関する議案を提出の予定である。

なお、「かんぼの郷庄原」は令和3年12月20日の営業をもって閉館し、12月21日に施設引き渡しを受ける予定である。

(2) 設置及び管理条例案について

11月臨時会には、「かんぼの郷庄原」取得後、公の施設として設置及び管理について定める条例案についても提出の予定である。

条例案に定める公の施設としては、宿泊施設、研修施設、屋外運動施設及び入浴施設を想定しており、こうした施設の利用時間、使用料等の利用条件については、市内の宿泊施設、類似した公共施設の現況を勘案し、現在の利用条件と大きく差異が生じないように、調整を図ることとしている。

なお、施設の愛称について、市民等から募集した結果、誰もが本市の美しい自然や風景をイメージしていただける愛称として、「^{おうか}桜花の郷^{きと}ラ・フォーレ庄原」と決定した。

(3) 施設・設備の改修等について

施設・設備の修繕については、現地確認等や日本郵政並びに現在、「かんぼの郷庄原」の運営事業者である株式会社サンヒルズ庄原からの聞き取り等を基に、優先順位を定めて実施することとしている。

主な内容としては、施設譲渡に伴う閉館中でなければ実施が不可能な施設修繕・更新工事や、特に宿泊施設や入浴施設について、設備の刷新や機能向上に係る修繕等を優先的に実施するよう、準備事務を行っている。

なお、関連予算案は市議会12月定例会に提出予定である。

(4) 管理運営について

施設取得後の管理運営は、指定管理者制度を予定しており、11月臨時会による設置及び管理条例案の議決後、12月定例会での指定管理者候補者の指定議案提出を予定している。

なお、原則として指定管理料は計上しない方針であるが、天変地異等指定管理者の責に帰さない理由により、施設運営に支障が出るおそれがある場合は、他の指定管理施設と同様に対処を講じることも検討している。

4. ラフスケジュール

令和3年11月9日	「かんぼの郷庄原」購入に係る売買仮契約を締結
11月19日	財産取得議案及び設置及び管理条例案を提出
11月22日	12月定例会において関連補正予算案等提出
12月20日	「かんぼの郷庄原」営業終了(予定)
12月21日	施設引き渡し(予定)、以後閉館
12月～令和4年3月	運営開始準備
3月～4月(予定)	市の施設として運営開始